

(様式第2号)

平成26年度第12回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成27年3月16日(月) 15:00 ~ 17:30
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 芝池 義一 委 員 武田 雄三 委 員 岩本 洋子 委 員 伊藤 明子 委 員 大月 一弘 欠席委員 大久保 規子  事 務 局 田中課長, 吉田係長, 山西主事, 中島主事補
事 務 局	文書統計課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アからカの異議申立ての案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 一部公開の決定
- (3) 議題

ア 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て(平成26年3月28日付け)について

イ 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て(平成26年3月28日付け)について

- ウ 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年5月7日付け）について
- エ 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年9月15日付け）について
- オ 平成26年10月15日付け芦固審発第54-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年11月21日付け）について
- カ 平成26年12月5日付け芦総課第3221号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年12月21日付け）について
- キ マイナンバー制度施行に伴う芦屋市個人情報保護条例の改正について

## 2 提出資料

なし

## 3 審議経過

開会

- (1) 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について
  - ア 事務局より説明を行った。
  - イ 部分開示決定及び不開示決定の妥当性について審議を行った。
  - ウ 継続審議とした。
- (2) 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について
  - ア 事務局より説明を行った。
  - イ 諮問実施機関の意見陳述を行った。
  - ウ 不開示決定の妥当性について審議を行った。
  - エ 継続審議とした。
- (3) 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て

(平成26年5月7日付け) について

ア 次回審議とした。

(4) 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て(平成26年9月15日付け) について

ア 次回審議とした。

(5) 平成26年10月15日付け芦固審発第54-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て(平成26年11月21日付け) について

ア 次回審議とした。

(6) 平成26年12月5日付け芦総課第3221号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て(平成26年12月21日付け) について

ア 次回審議とした。

(7) マイナンバー制度施行に伴う芦屋市個人情報保護条例の改正について

芝池会長 議題7のマイナンバー制度施行に伴う芦屋市個人情報保護条例の改正について、事務局は説明をお願いします。

田中課長 はい。平成27年10月から、個人一人一人にマイナンバー、個人番号が通知されます。それに伴い、10月1日までに個人情報保護条例を改正する必要があります。条例改正については、議会の議決が必要ですので、6月議会に提案しようと考えています。

それでは具体的にマイナンバー制度について御説明します。

マイナンバーの趣旨、利点ですが、行政の効率化、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上の3つが挙げられます。これらを実現するための社会基盤だということです。

行政の効率化につきましては、行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

公平・公正な社会の実現につきましては、行政が所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、不正に負担を免れている人や不正に給付を受けている人について、そういう行為が防止できます。

国民の利便性の向上につきましては、申請書等の添付書類の削減など、国民の負担が軽減されます。

平成27年10月から、国民一人一人に個人番号が通知されます。まず、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られ、その中に個人番号カードの申請書が入っており、その申請書により申請された方に対して、平成28年1月からICチップが埋め込まれた個人番号カードが交付されます。

この個人番号カードにつきましては、表面は氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報と顔写真が記載されており、裏面に個人番号が記載されます。この裏面の個人番号につきましては、例えば身分証明書として提示した際に、裏面については勝手にコピーしてはいけないというような厳しい規制があります。

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の3つの分野の行政手続に対して個人番号が使われることとなります。

社会保障に関しては、年金や雇用保険の資格取得や確認、給付を受ける際に使われます。税に関しては、税務当局に提出する確定申告書、支払調書等に記載して使うこととなります。災害対策に関しては、被災者生活再建支援金の支給等に使われます。

他に、この3つの分野に関して、地方公共団体が条例で定める事務についてマイナンバーを利用することができ、それ以外の事務について利用することはできません。

次に、マイナンバーの利用場面ですが、例えば民間事業者もマイナンバーを取り扱います。従業員やその扶養家族から個人番号の提示を受け、源泉徴収票等に記載することとなります。また、健康保険、厚生年金、雇用保険の被保険者資格取得届等にも個人番号を記載して、年金事務所等に提出することとなります。

そして、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続のために行政機関等に提供する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。

また、他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う者がマイナンバーや個人の情報が記録された個人情報ファイルを不当に提供することは、罰則の対象となります。この罰則規定は、個人情報保護条例や個人情報保護法で定められている罰則規定よりも厳しいものになっています。

続いて、マイナンバーを含む自分の個人情報がやりとりされた記録を確認できるマイ・ポータルというシステムができます。情報提供等記録開示システムというシステムであり、平成29年1月から稼働します。このマイ・ポータルという機能を使って、自分の個人番号を含む情報を、すなわちいつどこの行政機関がどういう理由でどういう項目をやりとりしたのかをこのシステムで確認することができます。

このマイ・ポータル、情報提供等記録開示システムにおいて、開示される記録とい

うのは情報提供等記録と呼ばれ、一般的な個人番号を含んだ個人情報とは取り扱いが異なります。情報提供等記録というのは、例えば市と市や、市と国が個人の情報をやりとりした記録であり、システムのログ記録のようなものです。

行政機関は、既存システムから中間サーバーを経由して、国が管理する情報提供ネットワークシステムに接続し、このシステムから情報提供者である行政機関に照会することになります。ですから、直接市同士のシステムが情報をやりとりするのではなくて、情報提供ネットワークシステムというシステムを介して情報がやりとりされることになります。

情報提供ネットワークシステムを利用して情報のやりとりがされますが、その際は個人番号を使って照会をするのではなく、それぞれの個人番号に付いている符号で情報をやりとります。したがって、この符号で不正にアクセスされたとしても、そのことによってその人の情報が全て漏れてしまうということにはならず、個人情報保護に関するシステム面での保護措置の1つになっています。

大 月 委 員 戸籍についても番号制度の対象となりますか。

田 中 課 長 戸籍は対象外になっています。

続きまして、番号制度導入によるメリットとしまして、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、同一人の情報であるということの確認を行うことができ、また行政機関、地方公共団体等の間においても当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となります。行政機関間の連携が行われることで、より正確に個人の情報を得ることが可能となり、真に手を差し伸べるべき者に対しての、よりきめ細やかな支援が期待されます。

番号制度に対する国民の懸念ですが、例えば、個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかとといった懸念、成りすまし等により被害を負うのではないかとといった懸念、国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかとといった懸念があります。

これらの懸念に対して、国は制度面における保護措置として、番号法で規定された場合を除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止しています。また、特定個人情報保護委員会による監視・監督、特定個人情報保護評価など

の保護措置が設けられ、罰則も強化されています。

システム面における保護措置としては、①個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施、②個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施、③アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施、④通信の暗号化の実施があります。

芝池会長 住基番号はなくなるのでしょうか。

田中課長 住基カードは有効期限まで利用できます。ただし、個人番号カードとの重複所持はできません。

続きまして、個人情報保護条例の改正等についてですが、趣旨として、番号法では、特定個人情報について、一般法よりも更に厳格な個人情報保護措置を講じており、番号法第31条において、地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、保有する特定個人情報の適正な取り扱いが確保され、並びに当該地方公共団体が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとするとして、条例改正が必要になってきます。

情報提供等記録を除く特定個人情報と情報提供等記録では規定の項目ごとに改正内容が異なります。

改正の項目ですが、まず「利用目的以外の目的での利用に関する規定」があります。これは目的外利用のことであり、情報提供等記録を除く特定個人情報の目的外利用に関しては、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合」の例外を除いて原則禁止になります。これらの例外しか認められませんので、この部分について改正が必要になります。

情報提供等記録の目的外利用に関しては、元々目的外利用が想定されていないので、一切の目的外利用が禁止されます。

目的外利用についての条例改正の趣旨は、特定個人情報は、利用目的以外の目的での利用について、通常の個人情報よりもさらに厳格に利用が許容される例外事由を限定している。また、情報提供等記録については、利用目的以外の目的での利用が想定されないため、利用目的以外の目的での利用を禁止するということになります。

続いて、開示・訂正・利用停止に関する項目ですが、特定個人情報については、本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認めることとなります。現在の芦屋市の個人情報保護条例では任意代理人は認めていませんので、条例を改正します。改正趣旨としては、特定個人情報についてはその性格から、本人の関与についてより一層の保護が必要であると考えられることから、任意代理人も認めています。ただし、情報提供等記録について利用停止請求は認められません。

他に、提供の制限に関する規定項目について、オンライン結合を制限する規定が条例上置かれている場合、番号法第19条各号に掲げられた場合には、オンライン結合を可能とすることが必要な場合がありますが、芦屋市の条例では、法令の規定に基づく場合は、オンライン結合の禁止の例外になっていますので、条例改正は必要ありません。

大月委員 条例の改正方法についてですが、新たに特定個人情報保護条例というのを制定する考えはなかったのですか。

田中課長 新規に条例を制定する方法も国から示されていますが、個人番号が含まれている個人情報とそうでない個人情報で条例が変わることは、市民にとってもわかりにくく、また他市の情報も調べたところ、多くの市が現行条例を改正するという方法をとっています。

伊藤委員 条例改正案の第14条ですが、「緊急かつやむを得ない」という文言がありませんので、必ずしも個人情報が厳格になっているわけではなく、利用の規制の基準が緩くなる部分もありますね。

田中課長 そうですね。特定個人情報については任意代理人の請求が認められていますので、基準を広げているとも言えますね。ただ、市としては、一般的な個人情報については、現行どおり任意代理人の請求等は認めない考えです。一般的な個人情報における任意代理人の請求の可否やその他の内容について、審査会の御意見があれば、今後検討させていただきます。

芝池会長 わかりました。それでは時間になりましたので、以上で本日の審査会は終了といた

……します。ありがとうございました。

閉会